

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年10月19日(月)

今週のことば

大学債

東京大学は、国立大学として初めて「大学債」と呼ばれる債券を発行し、200億円を調達。今年6月に国立大学による債券発行の要件を緩和する法令改正により実現。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/19(月) 大安	菅首相初外遊・日ベトナム首脳会談
20(火) 赤口	上皇后さま86歳の誕生日、米大リーグWシリーズ開幕
21(水) 先勝	
22(木) 友引	米大統領候補者討論会
23(金) 先負	霜降、電信電話記念日
24(土) 仏滅	国連の日
25(日) 大安	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/12(月)	23,559 ▼ 61	105.55 △0.38
13(火)	23,602 △ 43	105.47 △0.08
14(水)	23,627 △ 25	105.43 △0.04
15(木)	23,507 ▼120	105.21 △0.22
16(金)	23,411 ▼ 96	105.30 ▼0.09

一般NISAの非課税期間終了時の選択

一般NISAは、年間120万円を上限に購入した上場株式や投資信託等による譲渡益や配当などが5年間、非課税となる制度です。金融庁によると、今年6月末時点で一般NISAの口座数は約1200万7千口座、買付額は約19兆7千億円となっています。

◆ロールオーバーをする場合は手続きを

平成28年(2016年)に一般NISA口座で購入した上場株式等は、今年末で5年間の非課税期間が終了となりますが、口座内の上場株式等を保有し続ける場合は年末時点の時価で、①令和3年(2021年)分のNISA口座に移管(ロールオーバー)して、引き続き5年間非課税とする、又は②課税口座(特定口座又は一般口座)に移管することができます。

①の場合、ロールオーバーした分だけ令和3年分の非課税投資枠(120万円)を使用します。上場株式等の時価が120万円を超えている場合でも、すべてロールオーバーできますが投資枠は使い切ります。

なお、ロールオーバーを選択する場合は、あらかじめ手続きが必要です。

◆課税口座に移管する場合の注意点

ロールオーバーしなかった場合は、自動的に②となり、今年末時点の時価を取得価格として課税口座に移管されます。この場合、課税口座に移管する上場株式等の時価がNISA口座での購入価格より下落している場合は注意が必要です。

例えば、当初120万円で購入し、今年末の時価が70万円に下落した上場株式等を課税口座に移管後、100万円で売却した場合は30万円の譲渡益(100万円-70万円)となり、当初の購入価格からみると損失が生じていますが、課税対象となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201539

11月は「下請取引適正化推進月間」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」です。今年度は「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」を標語として、下請法(下請代金支払遅延等防止法)の普及・啓発が集中的に行われます。

下請法では親事業者に対して、発注時の書面交付や、下請代金の支払期日を定めることなど4項目の義務と、著しく低い代金を不当に定める「買いたたき」、支払期日までに代金を支払わない「支払遅延」、あらかじめ定めた代金を減額する「減額」など11項目の禁止行為が定められています。

今年は多くの事業者が新型コロナの影響を受けていますが、下請事業者に不当な取引条件を押し付けることがないように配慮等が求められます。

65万円の青色申告特別控除を受けるには

令和2年から、所得税の基礎控除額が48万円(所得2400万円超から逡減し2500万円超は適用なし)に上げられるとともに、青色申告の個人事業主が正規の簿記の原則により記帳しているなどの要件を満たす場合に適用できる青色申告特別控除が55万円に引下げられました。

ただし、①e-taxによる電子申告、又は②電子帳簿保存(一定要件の下、帳簿を電子データで備付け及び保存)のいずれかを行った場合は、従来どおり65万円控除を受けることができます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

一般NISAにおける非課税期間終了時の選択と注意点

◆概要

一般NISA口座で保有する上場株式や公募株式投資信託等で、平成28年(2016年)に購入したものは、令和2年(2020年)12月末で非課税期間(5年間)が終了します。

非課税期間内に売却しないで引き続き保有し続ける場合は、令和3年(2021年)に設定される一般NISA口座に移管(ロールオーバー)する、又は課税口座(特定口座又は一般口座)に移管する、のいずれかを選択できます。

なお、のロールオーバーを希望する場合は、あらかじめ手続きが必要となり、ロールオーバーしなかった場合は、の課税口座への移管が自動的に行われます。

◆ロールオーバーをする場合の注意点等

令和2年(2020年)12月の最終営業日の時価により、令和3年(2021年)分の一般NISA口座に移管し、引き続き5年間は譲渡益・配当等が非課税となります。この場合、令和3年(2021年)の非課税投資枠(120万円)を利用するため、ロールオーバーを行った上場株式等の時価の分だけ非課税投資枠が少なくなります。

なお、ロールオーバーできる金額に上限はないため、上場株式等の時価が120万円を超えていてもすべて移管できますが、非課税投資枠を使い切るため、新規投資はできません。

【ロールオーバーをする際の注意点】

1. ロールオーバーするには、一般NISA口座を開設している金融機関に対して、あらかじめ「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

2. 異なる金融機関の一般NISA口座にロールオーバーすることはできません。

※一般NISA口座を利用する金融機関を変更している場合は、平成28年(2016年)に利用した金融機関に令和3年(2021年)の新たな一般NISA口座を設定します。

3. 一般NISA口座から、つみたてNISA口座へロールオーバーすることはできません。

◆課税口座に移管する場合の注意点等

ロールオーバーを行わない場合は、令和2年(2020年)12月の最終営業日の時価を取得価格として課税口座へ移管され、令和3年(2021年)以降に生じた譲渡益・配当等は課税されます。また、譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能です。

なお、特定口座を一般NISA口座と同一の部店に開設している場合は、特段の手続きをすることなく、特定口座に移管されます。

※特定口座がない場合は、一般口座に移管されます。また、特定口座を開設している場合で、一般口座への移管を希望する場合には、証券会社等に所定の依頼書を提出します。

【課税口座に移管する際の注意点】

課税口座に移管した際、令和2年(2020年)12月の最終営業日の時価が課税口座における取得価額となり、移管後に売却した場合は、その取得価額を基に計算するため、移管する時点で保有資産が値上がりしているか値下がりしているかで、売却する際に支払う税金に差が出ます。

◎値上がりしているケース

例えば、平成28年(2016年)に120万円で購入し、令和2年(2020年)12月末の時価が150万円となった上場株式等を課税口座へ移管した場合は、取得価額が150万円となり、実際の購入価額よりも30万円引上がります。その後200万円で売却した場合は、譲渡益50万円(200万円 - 150万円)に対して課税されます。

◎値下がりしているケース

課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合で、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座移管時の時価との差が譲渡益となり課税されますので、注意が必要です。

例えば、平成28年(2016年)に120万円で購入し、令和2年(2020年)12月末の時価が70万円となった上場株式等を課税口座へ移管した場合は、取得価額が70万円となります。その後100万円に値上がりしたため売却した場合は、30万円の譲渡益(100万円 - 70万円)となるため、当初の購入価格からみると損失が出ている状況にもかかわらず、課税対象となります。

◆参考(令和2年6月末時点の一般NISA、つみたてNISAの口座数及び買付額)

・口座数は一般NISA:1,200万7,249口座、つみたてNISA:244万3,717口座

・買付額は一般NISA:19兆6,958億5,694万円、つみたてNISA:4,577億5,666万円